

「北関東周遊フリーパス」利用約款

令和8年7月30日 制定

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「北関東周遊フリーパス」(以下「本商品」といいます。)について適用します。

2 本商品は、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「法」といいます。)第25条第1項の規定に基づき当社が公告した内容により高速道路料金の割引を行うものです。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、次の各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム(無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み)における無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本商品は、ETC無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等(車種区分については、法第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路(全国路線網)の料金車種区分によります。以下同じです。)が対象です。

(利用可能期間等)

第4条 本商品の申込期間は、別表2に定める期間とします。

2 本商品の利用可能期間及び利用期間は、別表3に定める期間とします。

(申込方法等)

第5条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾の上、利用開始までに当社ホームページ内の「ドラぷら」からお申し込みください。ただし、第7条第1項第一号①に定める通行又は同条第2項第一号に定める最初の通行における入口料金所通過後であっても、出口料金所の通過前であれば本商品の申込みを受け付けます。本商品申込み前の通行については、本商品の適用対象

外です。

- 2 申込みの際は、利用開始日、車種、本商品の利用を申し込む方（以下「申込者」といいます。）の氏名、お住まいの都道府県、電子メールアドレス、連絡先電話番号、ETCカード番号及びETCカードの有効期限（以下「登録内容」といいます。）を登録してください。
- 3 登録可能なETCカードは申込者名義のものに限ります。ただし、ETCカードの名義が法人名義の場合で、申込者がその法人の社員である場合は、この限りではありません。なお、ETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合の取扱いについては、別紙の特記事項に記載のとおりとします。
- 4 当社は、登録内容を正常に確認できたときには、登録内容を確認したことを知らせる電子メールを申込者へ送信するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該電子メール送信をもって申込受付を完了したものとします。
- 5 申込時に登録したETCカード（以下「登録ETCカード」といいます。）の利用可否は当該カードを発行したクレジットカード会社又は六会社の定めによるため、本商品の申込受付が完了したことをもって、登録ETCカードで高速道路を利用できることを保証するものではありません。
- 6 当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本商品に申込みできません。
- 7 本商品の申込時に登録した ETC カードと同一の ETC カードにより、本商品又は当社、中日本高速道路株式会社若しくは西日本高速道路株式会社が実施する「ドラ割」、「速旅」若しくは「みち旅」として販売する他の商品と利用期間が重複する申込み又は通行日が重複する利用を行った場合は、申込者が意図しない割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社において料金修正等は一切行いません。

（登録内容の変更）

第6条 本商品の申込受付が完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容について変更が必要な場合は、利用開始前に第13条第1項に定める解約を行った上で、再度前条に基づき申込手続を行ってください。

（利用方法）

第7条 別表4に定める発着プラン及び別表5に定める発着付き周遊エリア内乗り降り自由プラン（以下「発着周遊プラン」といいます。）の利用方法は、以下の各号のとおりです。

一 発着プランにおいては①、③の順、発着周遊プランにおいては①、②、③の順でご利用ください。

- ① 別表4又は別表5に定める発着エリア（以下、本項において「発着エリア」といいます。）内のいずれかのインターチェンジ（以下「IC」といいます。）から流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、発着プランにおいては別表4に定める目的地エリア（以下、本項において「目的地エリア」といいます。）、発着周遊プランにおいては別表5に定める周遊エリア（以下、本項において「周遊エリア」といいます。）内のいずれかのICで流出する通行。（以下「往路通行」といいます。）

- ② 周遊エリア内のいずれかのICで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのICで流出する通行。
(以下「周遊通行」といいます。)
 - ③ 目的地エリア内又は周遊エリア内のいずれかのICから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、発着エリア内のいずれかのICで流出する通行。(以下、「復路通行」といいます。)
- 二 往路通行及び復路通行はそれぞれ1回のみ本商品の適用対象となります。周遊通行には回数の制限はありません。
- 三 往路通行及び復路通行にかかる通行日の判断は、往路通行においては出口料金所の通行日、復路通行においては入口料金所の通行日によるものとし、通行日が利用期間内である通行が本商品の適用対象となります。ただし、別紙に特記事項の記載がある場合は、当該記載のとおりとします。
- 四 往路通行又は復路通行において、途中のICで流出及び再流入した場合は、以下の①②の場合を除き、本商品の適用対象外となります。ただし、別紙に特記事項の記載がある場合は、当該記載のとおりとします。
- ① 高速道路の通行止めにより途中のIC等で退出を余儀なくされ、当社の指定するIC等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先のIC等(通行止め解除後は当該通行止め区間のICを含みます。)から高速道路へ再流入した場合
 - ② 会社が別に定める指定ICで流出及び再流入した際に連続して走行した場合の料金と同額とする割引の対象となる場合
- 五 利用期間内であっても、復路通行したことをもって本商品の利用は終了となります。本商品の利用が終了した後の通行については、本商品の適用対象外です。
- 2 別表6に定める周遊エリア内乗り降り自由プラン(以下「周遊プラン」といいます。)の利用方法は、以下の各号のとおりです。
- 一 別表6に定める周遊エリア内のIC相互間の通行が本商品の適用対象となります。なお、通行回数の制限はありません。また、利用開始の判定は、利用開始日の0時(ただし、利用開始日当日の申込みの場合は、申込手続き完了時)以降の本商品の適用対象となる最初の通行によるものとします。
 - 二 前号の通行にかかる通行日の判断は、入口料金所又は出口料金所の通行日によるものとし、いずれかの通行日が利用期間内である通行が本商品の適用対象となります。ただし、別紙に特記事項の記載がある場合は、当該記載のとおりとします。
- 3 本商品の適用対象となる通行は、申込時に登録した車種(以下「登録車種」といいます。)に属する同一の車両1台で行ってください。なお、登録車種よりも下位の車種に属する車両で通行した場合であっても、登録車種にかかる本商品の料金をお支払いいただきます。

(料金所の通行方法)

第8条 本商品の利用にあたり、料金所を通過するときは、登録ETCカードをETC車載器に挿入し、

「ETC」、「ETC/一般」又は「ETC/サポート」の表示があるレーン（以下、「ETCレーン」といいます。）をETC無線通信により通行してください。

- 2 前項にかかわらず、ETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、次の各号のとおり通行してください。
 - 一 入口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」又は「サポート」の表示があるレーンで通行券を取り、出口料金所においては、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」又は「ETC/サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードと入口通行券をお渡しください。入口料金所で料金をお支払いいただく場合は、「一般」又は「サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。
 - 二 出口料金所のETCレーンが点検等により閉鎖され通行できない場合は、「一般」又は「サポート」の表示があるレーンの料金所係員に登録ETCカードをお渡しください。
 - 三 前二号の場合において、「一般」、「ETC/一般」、「サポート」又は「ETC/サポート」の表示があるレーンに料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機により料金を支払うものとし、利用方法が分からない場合は係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。

（請求等）

第9条 本商品の料金は別表1のとおりです。

- 2 本商品は、第5条第4項により本商品の申込受付を完了し、発着プラン又は発着周遊プランの場合は往路通行、周遊プランの場合は周遊プランにおける最初の通行をもって適用するものとし、本商品の適用対象となる各通行にかかる通常の料金（ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金をいいます。以下同じです。）に代えて、本商品の料金を請求します。
- 3 登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録され、ETCマイレージサービスの還元額（以下「マイレージ還元額」といいます。）がある場合は、マイレージ還元額から前項に基づき請求される本商品の料金の支払いに充当します。
- 4 本商品の適用対象となる各通行にかかる料金所の料金表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内並びにETC利用照会サービスにおける利用明細の確定までの間の料金表示は、通常の料金となります。
- 5 ETC利用照会サービス及びマイレージ還元額明細に表示される本商品の適用対象となる各通行の走行明細の表示は、確定時に次の各号のとおり変更されます。
 - 一 往路通行又は周遊プランにおける最初の通行については、入口ICが「企画割引」となり、通行料金が本商品の料金となります。
 - 二 周遊通行及び復路通行並びに周遊プランにおける2回目以降の通行については消去されます。
- 6 クレジットカード会社又は六会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うため設置する事務局が発行する請求書には、本商品の適用対象となる往路通行及び周遊プランにおける最初の通行にかかる走行明細のみ記載され、周遊通行及び復路通行並びに周遊プランにおける2回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。

- 7 第12条に定める本商品の適用対象外となる通行があった場合は、前2項に定める内容とは別に当該通行にかかる通常の料金を請求し、当該走行明細が別に表示又は記載されます。
- 8 ETCパーソナルカードは、お支払の済んでいないご利用金額の合計額（以下「未決済残高」といいます。）が、「ETCパーソナルカード利用規約」に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。本商品のご利用にあたっては、本商品の適用対象となる通行であっても、未決済残高は、個々の通行ごとに、一旦、通常の料金で計算されるため、未決済残高が本商品の料金が適用された後に一時的に高額となる場合がありますので、ご注意ください。詳細は、別紙「未決済残高がご利用可能額を超える場合の例」をご参照ください。

（他の割引との適用関係）

- 第10条 本商品の料金に対しては、ETC時間帯割引や障がい者割引など、次項及び次条に定めるETCマイレージサービスによるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。
- 2 登録ETCカードがETCマイレージサービスに登録されている場合のETCマイレージサービスによるポイントは、前条第2項に基づき請求する本商品の料金の額（前条第3項に基づきマイレージ還元額が充当された場合、当該充当分は除きます。）に応じて付与します。
- 3 本商品の適用対象となる各通行がETCマイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行に該当する場合であっても、当該割引の利用回数としてカウントしません。

（ETCマイレージサービスのポイントの追加付与）

- 第11条 月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、往路通行又は周遊プランにおける最初の通行をした場合、前条第2項に定めるポイント付与に加え、ETCマイレージサービスのポイントを、第9条第2項に基づき請求する本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント追加で付与します。
- 2 前項に定めるポイントは、本商品の適用対象となる通行があったことを当社が確認した日（実際に通行をした日と異なる場合があります。）が属する月の翌々月20日までに付与します。

（適用対象外及び無効）

第12条 次の各号の一に該当する場合は本商品の適用対象外とし、その通行にかかる通常の料金をお支払いいただきます。

- 一 本商品の利用時に無効なETCカードが登録されているとき
- 二 第5条第3項に定める登録可能なETCカード以外のETCカードが登録されているとき
- 三 登録内容に誤りがあるとき
- 四 登録ETCカード以外のETCカードを使用したとき
- 五 登録車種より上位の車種で通行したとき
- 六 周遊通行若しくは復路通行において、往路通行が適用された車両と異なる車両で通行したとき又は周遊プランにおける2回目以降の通行において、同周遊プランにおける最初の通行が適用

された車両と異なる車両で通行したとき

七 入口料金所、出口料金所とも利用期間以外の日に通じたとき

八 利用最終日の翌々日までに出路料金所を通過しなかったとき

九 第7条に定める利用方法に従わなかったとき。ただし、周遊通行又は周遊プランにおける通行において、別表5又は別表6に定める周遊エリア（以下、本号において「周遊エリア」といいます。）内のICと周遊エリア外のIC相互間を通行した場合には、周遊エリア内にあたる部分と周遊エリア外にあたる部分で走行を分割した上で、前者は本商品の適用対象とし、後者は通常の料金をお支払いいただきます（後者におけるETC時間帯割引の判定にかかる入口時間、出口時間は、分割前の走行の入口時間、出口時間となります。）。なお、入口IC、出口ICともに周遊エリア外のICである通行をしたときは、当該通行において周遊エリアを通過した場合であっても、当該通行の全区間が本商品の適用対象外となり、全区間の通常の料金をお支払いいただきます。

2 次の各号の一に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、利用期間の全ての通行について通常の料金（ETC時間帯割引を適用しないことがあります。以下本項において同じです。）をお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、当社は、法第26条の規定により、通常の料金のほか割増金を徴収します。

一 セットアップされたETC車載器を車両に取り付けず通行したとき

二 登録ETCカードを同時に2台以上の車両に使用したとき

三 不正な通行の手段として本商品を利用したとき

（解約等）

第13条 申込者は、申込時に登録した利用開始日の前日までは、当社ホームページ内の「ドラぷら」で本商品を解約することができます。ただし、利用期間中であっても、往路通行又は周遊プランの適用対象となる通行がない場合に限り、当社お客さまセンターへ申し出ることによって解約することができます。

2 利用期間中に登録ETCカードで往路通行又は周遊プランの適用対象となる通行をした場合は、それ以降の途中解約、払戻し及び一部返金を行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。

3 第1項に基づく解約が行われない場合でも、利用期間中に登録ETCカードで往路通行又は周遊プランの適用対象となる通行がなかった場合には、申込時に遡って解約したものとし、当社は、本商品の料金は請求しません。

（個人情報の保護）

第14条 申込者の個人情報は、当社が別に定める「東日本高速道路株式会社が実施する企画割引「ドラ割」に関するプライバシーポリシー」に従って適切に取り扱います。

（免責事項）

第15条 当社は、次の各号に掲げるときには、申込者が被った損害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責めに帰することができない登録内容の誤りにより、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 第5条第7項に定める申込み又は利用を行ったことにより、申込者の意図しない請求が行われたとき。
- 五 当社の責めに帰することができない車両の故障等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 六 通行止め又は渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 七 雪による通行規制(冬用タイヤ規制等)により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 八 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。
- 九 当社ホームページ内の「ドラぷら」の障害やメンテナンス等により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

第16条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページ内の「ドラぷら」への掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

(附則)

この約款は、令和8年7月30日(木)から適用します。

「北関東周遊フリーパス」利用約款別紙

【本商品の対象プラン】 発着周遊プラン、周遊プラン

別表1: 本商品の料金

(1) 首都圏発着プラン

	2日間	3日間
普通車	7,500円	8,500円
軽自動車等	6,000円	7,000円

(2) 周遊プラン

	2日間	3日間
普通車	6,500円	7,500円
軽自動車等	5,000円	6,000円

別表2: 本商品の申込期間

申込期間	令和8年3月24日(火)から令和9年3月31日(水)まで
------	------------------------------

別表3: 本商品の利用可能期間

利用可能期間	令和8年4月1日(水)から令和9年4月2日(金)まで (ただし令和8年4月24日(金)～令和8年5月7日(木)、令和8年7月18日(土)～令和8年7月20日(月)、令和8年8月7日(金)～令和8年8月16日(日)、令和8年9月19日(土)～令和8年9月23日(水)、令和8年10月10日(土)～令和8年10月12日(月)、令和8年11月21日(土)～令和8年11月23日(月)、令和8年12月26日(土)～令和9年1月4日(月)、令和9年1月9日(土)～令和9年1月11日(月)、令和9年3月20日(土)～令和9年3月22日(月)は除きます)
--------	--

本商品の利用期間は、利用可能期間のうちその間の利用開始日を含め連続する最大3日間(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで。)とします。なお、利用開始日によっては、利用期間が最大利用日数に満たない場合や利用開始日1日限りとなる場合があります。

別表4: 発着プランにおける対象エリア

本商品には発着プランはありません。

別表5: 発着周遊プランにおける対象エリア

(発着エリア)

対象路線	対象区間
【E4】 東北自動車道	川口JCT～羽生IC
【E6】 常磐自動車道	三郷JCT～桜土浦IC
【E17】 関越自動車道	練馬IC～嵐山小川IC
【C4】 首都圏中央連絡自動車道	あきる野IC～下総IC

(周遊エリア)

対象路線	対象区間
【E4】 東北自動車道	館林IC～那須高原スマートIC
【E6】 常磐自動車道	土浦北IC～北茨城IC
【E17】 関越自動車道	花園IC～水上IC
【E18】 上信越自動車道	藤岡JCT～碓氷軽井沢IC
【E50】 北関東自動車道	高崎JCT～水戸南IC
【E50】 東水戸道路	水戸南IC～ひたちなかIC
【E51】 東関東自動車道	茨城町JCT～鉾田IC

別表6:周遊プランにおける対象エリア

(周遊エリア)

対象路線	対象区間
【E4】 東北自動車道	館林IC～那須高原スマートIC
【E6】 常磐自動車道	土浦北IC～北茨城IC
【E17】 関越自動車道	花園IC～水上IC
【E18】 上信越自動車道	藤岡JCT～碓氷軽井沢IC
【E50】 北関東自動車道	高崎JCT～水戸南IC
【E50】 東水戸道路	水戸南IC～ひたちなかIC
【E51】 東関東自動車道	茨城町JCT～鉾田IC

【特記事項】

- 1 「北関東周遊フリーパス」利用約款5条第3項に定めるETCカードの名義がレンタカー事業者名義の場合については、申込者が当該レンタカー事業者から本商品の利用についてあらかじめ同意を得た上で、当該ETCカードを登録する場合に限りご利用いただけます。
- 2 「北関東周遊フリーパス」利用約款第7条第1項第三号に定める通行日の判定のうち、東北自動車道 浦和本線料金所、常磐自動車道 三郷料金所、関越自動車道 新座本線料金所を通行する場合は、当該料金所の通行日時をもって判定します。

未決済残高がご利用可能額を超える場合の例

ETC でのご利用料金は、お客さまがご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未決済残高が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未決済残高がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】

○デPOSIT額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1. ドラ割商品の料金が適用される前

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2. 一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未決済残高は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未決済残高は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

